

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合 併 協 議 会

第 1 回住民・福祉・教育小委員会

日 時 : 平成 1 4 年 4 月 1 7 日 (水)

場 所 : 国民年金健康センター

丹後おおみや

次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 議事

(1) 委員長、副委員長の選任について

(2) 小委員会の役割、運営方法について

(3) 今後の予定について

第 2 回 住民・福祉・教育小委員会の日程

平成 1 4 年 月 日

第 3 回 住民・福祉・教育小委員会の日程

平成 1 4 年 月 日

4 その他

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

住民・福祉・教育小委員会 委員名簿

区 分	1 号 委 員		2 号 委 員		3 号 委 員	
住民・福祉・教育小委員会	大宮町	本城克一	峰山町	植垣齋紀	峰山町	櫛田恵里子
	弥栄町	行待実	大宮町	石河良一郎	大宮町	荒田ケイ
			網野町	田茂井誠司郎	網野町	阿部智子
			丹後町	平井芳一	丹後町	戸石育代
			弥栄町	木本 勇	弥栄町	植野眞知子
			久美浜町	清水 勇	久美浜町	美王恵次郎

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
小委員会設置運営規程（案）

（趣旨）

第1条 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、協議会に小委員会を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は協議会規約第3条に掲げる事項の一部について、より専門的に調査、審議等をするものとする。

2 小委員会の分掌事務は、別表のとおりとする。

（編成）

第3条 小委員会の定数は次のとおりとする。ただし、新市建設計画策定小委員会については、他の小委員会との兼務も妨げないものとする。

（1）総務・企画・議会小委員会 14人以内

（2）住民・福祉・教育小委員会 14人以内

（3）建設・産業小委員会 14人以内

（4）新市建設計画策定小委員会 20人以内

2 委員の所属は協議会の会長が指名する。

3 各小委員会には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

（会議）

第4条 小委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、小委員会の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 小委員会は、必要に応じて関係する他の小委員会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第5条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第6条 小委員会の庶務は、協議会事務局が行う。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月17日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

小委員会分掌事務

委員会名	分 掌 事 務
総務・企画・議 会小委員会	1 合併の方式に関する事 2 合併の期日に関する事 3 新市の名称に関する事 4 新市の事務所の位置に関する事 5 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事 6 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関する事 7 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 8 事務機構及び組織に関する事 9 条例、規則等の取扱いに関する事 10 財産、公の施設、債権及び債務の取扱いに関する事 11 地方税に関する事 12 一部事務組合の取扱いに関する事 13 使用料、手数料の取扱いに関する事 14 公共的団体等の取扱いに関する事 15 各種団体への補助金、交付金の取扱いに関する事 16 町・字の区域及び名称の取扱いに関する事 17 町の慣行の取扱いに関する事 18 各種事務事業（総務、企画、議会分野）の取扱いに関する事 19 その他、他の小委員会に属さない事
住民・福祉・教 育小委員会	1 各種事務事業（住民、福祉、教育分野）の取扱いに関する事 2 条例、規則等の取扱いに関する事 3 使用料、手数料の取扱いに関する事 4 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
建設・産業小委 員会	1 各種事務事業（建設、産業分野）の取扱いに関する事 2 条例、規則等の取扱いに関する事 3 使用料、手数料の取扱いに関する事 4 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
新市建設計画策 定小委員会	1 新市建設計画に関する事 2 財政計画に関する事

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会小委員会
会議運営申し合わせ事項

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会小委員会設置運営規程に基づき、協議会小委員会の会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせるものとする。

1 会議の開催

- ・ 小委員会の会議は、原則として、各小委員会の正副委員長の選出された町で交互に開催するものとする。ただし、新市建設計画策定小委員会については、6町持ち回りで開催するものとする。

2 傍聴の取扱い

- ・ 小委員会における傍聴は、その都度委員長が許可するものとする。
- ・ その取り扱いは、協議会会議運営申し合わせ事項に準じるものとする。

3 会議の内容の公開等について

- ・ 小委員会の会議の内容は、事務局において、その概要を当日の配付資料とともに、協議会のホームページ等でできる限り早く公開するものとする。

4 資料提供の取扱い

- ・ 委員長が傍聴を許可した場合は、小委員会配布資料を、閲覧用として1部準備するものとする。
- ・ 小委員会配布資料は、後日、協議会のホームページ等で公開するが、小委員会開催日の翌日から、6町の役場において閲覧できるようにする。
- ・ また、複製の申し出のある者については、各町の規程に基づき、実費を徴した上で複製を配布する。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会組織図

H14.4.1

